

貧困と裁判を受ける権利

—— Boddie v. Connecticut ——

釜 田 泰 介

はじめに

〔問題の所在〕 法の下での平等問題の一つとして、本来平等でないものを平等に扱うという事態が提起する問題がある。⁽¹⁾それはたとえば年令、能力、財力等の違っている者を平等に扱うことは形式的には平等の観念を満たしていても実質において不平等になる場合があるということである。特に経済力の相違というものを無視して形式的平等性の考え方に固執するとその結果ひきおこされる弊害が大きいことについてはよく指摘されているところである。近年の社会科学が取り組んでいるものの一つはまさにこの実質的平等性の実現という課題であり、法もまたその例外ではない。ゆえに法がこの問題をどこまで解決できるかということは法のもつ機能を考える上において常に注目さ

れる点である。法の世界においては権利とか特権をすべての者に認める一方、その権利を行使する要件として一定の資格を請求するということは普通に見られる現象であるが、その要件が経済的なものである場合に権利の行使、享受を不可能にするという重大な事態を招来するのである。たとえば教育をうける権利を保障する一方で同額の授業料を徴収したり、公的機関のサービスに対し同額の手数料を制定したり、その他高速道路等公的設備の利用に対し同額の料金を課したり、各種免許の申請について同額の中請料を課したりする例に見られるごとく今日の法現象の多くは形式的平等性の概念にもとづいて構成されているのである。もちろんこういう形式的平等性にもとづいた法現象を実質的な平等性にもとづくものに変えることはひとり法のみのおよくなしうるところではないが、法の下での平等を定める憲法がはたしてこの問題にどこまで貢献しうるのであるかを考察するこ

とは法の機能を考える上で関心がもたれる点である。

このような本来不平等なものを平等に扱うという問題の中で特に重大なことは裁判をうける権利とその権利行使に課される経済的制約であろう。なぜなら右のような形式的平等性を憲法上争うというような場合をも含めてすべての法律問題に最終的な判断を下すのは国家の司法機関であり、したがって国民にとってこの裁判をうける権利というものが等しく保障されることは選挙権が等しく保障されるのと同じく重要な意味をもつてくるからである。選挙権の行使については各国とも国民による平等なる選挙権の享受をめざして経済的な制約の撤廃に力をそいできたのであるが、裁判をうける権利の享受についてはまだかなりの経済的制約が見られその結果裁判をうける権利が一方で保障されながら実際にはこの権利を平等に行使できないという現象ができてきているのである。

ここではアメリカ最高裁がこのような問題に対する憲法的解決策の一つとして示した論理を紹介し、もって貧困と裁判をうける権利という問題を解決する上での一資料を提供しようとするものである。

〔刑事裁判を受ける権利〕 裁判をうける権利に対する経済的制約が憲法の問題をひきおこしたのはまず刑事裁判の領域においてであった。一九五六年の *Griffin* 事件⁽²⁾において最高裁判

貧困と裁判を受ける権利

所はイリノイ州においてとられていた経済的制約を憲法違反としたのであった。当時イリノイ州においては刑事被告人は控訴をする際に控訴趣意書に事実審裁判所の訴訟記録を添付することを求められていて、しかもこの訴訟記録を入手するには料金を支払うことになっていた。この事件では、一審で有罪判決を受けた被告人が貧困で費用を支払えないということを理由にこの費用請求制度の違憲性を主張し、裁判所はこの制度は平等保護条項並びに適正手続条項に反するとしたのである。裁判所は前もって裁判費用を支払えないものが裁判所において無罪を主張したり自己弁護をする権利を否定されるとすれば、それは憲法の保障する公平な裁判を無意味なものとするであろうし、また料金の支払い能力というものは被告人の有罪無罪とは合理的関連性がないから、被告人から公平な裁判をうける権利を剝奪する理由とはならないと述べた。すなわち貧困なる被告人は訴訟記録を入手できるだけの金銭をもっているものと同じような適切な控訴審理の機会を与えられなければならないとしたのである。この判決が当時画期的な判断として迎えられたことは当然のことであろう。この二〇年前の画期的判断は一九六〇年代に向けて刑事司法の領域における類似事件に受けつがれた。たとえば一九五九年の *Burns v. Ohio* 事件⁽⁴⁾においては同じように刑事事件の控訴において一定の裁判費用の支払いを要件とし

同志社法学 二八卷三号 一七一 (三三三)

ていたオハイオ州の制度を憲法違反とし、また一九六一年には *Smith v. Bennet* 事件⁽⁵⁾において人身保護令状の請求に裁判手数料の支払要件を課していたアイオワ州の制度を憲法違反としたのである。またグリフィン判決の論理は他の領域にも影響を与え、一九六三年の *Douglas v. California* 事件⁽⁶⁾において、州は控訴審で貧困な刑事被告人に弁護士をつけなければならぬというところまで展開されていったのである。すなわちこの事件では富のある者が本案について判決される前に弁護士の言い分に裁判所の耳を傾けさせることができる一方、貧困な者はそれができないというところにグリフィン判決において認定されたのと同じような憲法上許されない差別を認定したのである。グリフィン型の事件ではすべての者に平等に課されていた手数料金が貧困者との関係において不平等を招くからということによって貧困者に料金の免除をすることによって解決できるが、ダグラス事件は平等に認められた弁護士をつける権利を貧困者が行使できないがゆえに、それを州が代わって保障せよというものであり、この二つの事件は本来不平等なものを平等に扱うという問題を解決する際の二つのパターンを代表していたのである。一つは形式上平等に課されている義務を免除するという方法でありこれを消極的方法とみるなら、他の一つは国家が一定の施策を貧困者に対して講ずることによって実質的平等性を確保する

という積極的方法である。たとえばこのような前者の面は一九六六年に *Harper v. Virginia State Board of Elections* 事件⁽⁷⁾においてヴァージニア州が投票権行使の要件として人頭税の支払いを課とした制度を平等条項違反とした方向に波及したのであり、また後者の例としてはダグラス判決と同じ一九六三年事実審裁判において貧困者に弁護士をつけなければならぬという判断が示された *Gideon v. Wainwright* 事件⁽⁸⁾がある。ただしギデオン判決は平等条項違反の判決ではなく修正六条を援用した判決で形式を異にするが内容的にダグラス判決に似ているというべきだろう。ダグラス判決をうけついでものとしてはその他に一九六七年の *Swenson v. Bosler* 判決⁽⁹⁾がある。

以上のようなグリフィン・ダグラス両判決が示したものが他の領域にどういった影響を与えるかということは注目される点である。この両判決が刑事裁判関係の事件であったということからまず、刑事法の領域においてとられている諸制度への影響が指摘されよう。たとえば保釈金の制度をはじめとして、罰金の支払えない者を拘禁する制度、弁護士以外の援助(精神病医、専門家の証人)と貧困刑事被告人の問題等が考えられる⁽¹⁰⁾。次にこの問題は刑法内部のみならず、民事裁判をうける権利にも波及していくのかどうかということがいま一つの問題点である。

〔民事裁判をうける権利〕 この領域においても刑事裁判と

同じように裁判をうける権利を実質的に阻害している要素として経済的制約がある。それは裁判を提起する者に課される手数料 (Filing Fee) と弁護士費用である。貧困者はこの二つの制約があるがゆえに裁判をうける権利が認められていても実際には裁判を提起できないし、提起できても弁護士の援助をうけることが不可能となる。貧困者の裁判をうける権利を実質的に保障するために憲法は何らかの機能をはたしうるであろうか。刑事裁判をうける権利はその実質において刑事被告人の自己弁護権が中心であるのに対し民事裁判をうける権利は原告となる権利であるから、前者の場合には裁判をうける権利が全面的に否定されるといふことはないが、後者の場合はそれがありうるので問題はより深刻となる。

この民事裁判をうける権利の問題に関して判断を示したものにここに資料として提出する一九七一年の *Boddie v. Connecticut* 事件がある。⁽¹¹⁾ これは民事裁判を提起する際に請求される裁判費用並びに訴状送達費用を貧困者に請求することを憲法違反としたものである。この判決は従来刑事裁判をうける権利にのみ適用されてきた *Griffin* 判決に流れる考え方を初めて民事裁判をうける権利にも拡大した点において画期的判決であると同時に、その理由づけにおいても特徴あるものである。グリフィン判決は適正手続と平等保護との両方の条項に違反するとし

貧困と裁判を受ける権利

たのであるが、本事件においては裁判所は憲法違反という判断結果を同一にしつつもその理由づけにおいて三つのグループに別れたのである。一つはハーラン判事の論理に代表される多数派でこれは民事裁判における手数料の徴収は適正手続条項に反するとしているのに対し、ダグラス判事は平等条項違反の側面から理由づけを唱え、ブレナン判事は適正手続と平等条項の両方から理由づけを行っている。平等条項による理由づけは刑事裁判の領域における幾多の先例において重きを置かれたものであったからそれを民事領域に適用したこの論理づけ自体には新しいものは見られない。したがってこの判決が注目を集めたのは適正手続によって違憲判断を出したハーランの論理であった。ここで問題となるのはこの判決が与える影響、すなわちこの判決はあらゆる民事裁判に波及するののかそれとも本件の事実関係に限定された判断であったのかということである。これについては今の三判事の理由づけから各々異った解答がでてくる。ハーラン判事は本件訴訟はコネティカット州が裁判上の離婚だけを認めているという、すなわち州だけがこの問題解決の手段を独占している状況のもとで起った離婚訴訟であることからして、本件判決の論理は離婚裁判にのみ及ぶものであるということとを強調しているのであるが、ブレナン判事は同じ適正手続条項に立ちつつも国家は一般に法的紛争の解決の最終的権限を裁

判所を通して独占しているのであるから、この点からしてこの違憲判断を離婚訴訟だけに限定することに反対している。したがって貧困者の裁判をうける権利に対する経済的制約の問題を適正手続の面から解決する際にもハーラン流に考えれば本件事実と類似の事件にのみ本件の論理は適用されるが、ブレナン流に考えれば民事裁判一般に及ぶ可能性は十分考えられるのである。もちろんのことながら平等条項にもついたダグラスの論理は民事裁判領域において手数料問題だけでなく弁護士⁽¹²⁾の援助問題にも拡大されていく可能性があるのである。

この *Boddie* 判決の他の民事裁判領域への拡大の有無が検討された事件として一九七三年の *US v. Kras*⁽¹³⁾ と *Ortwein v. Schwab*⁽¹⁴⁾ 事件がある。前者の事件は任意破産訴訟提起に際して請求される手数料が問題となったのであり、後者は行政決定についての司法審査をうける際に請求される手数料が問題となったものである。両事件とも訴訟提起の要件として一定の手数料という形の経済的制約が課されているという点で *Boddie* 判決において取り扱われた制度と類似性をもっていたが、最高裁判所はこの両事件においていずれも合憲の判断を下したのであった。これは離婚訴訟については裁判が唯一の解決手段であったというハーラン論理の側面を強調したがゆえに合憲判断が出てきたものである。もしブレナン流の適正手続条項解釈であれば

ここにも当然違憲判断が適用されたであろうことを思えばここに至って先のハーラン論理の限界をみる思いである。もちろんブレナン、ダグラス両判事が本件において違憲を主張して反対意見を述べたことは言うまでもないことである。⁽¹⁵⁾

〔むすび〕 裁判をうける権利に対する経済的制約の問題を憲法的に解決する方法としては *Boddie* 判決が象徴的に示していたように、適正手続と平等保護の面からする二つの方法が考えられるのである。適正手続の場合は裁判の公平性の側面が強調されるので公平なる裁判をうける権利を認めただけには聴聞を受ける権利を認めるということになり、その聴聞が意味のあるものになるためには弁護士⁽¹²⁾の援助等を与えねばならないということになる。その結果、貧富の差なく裁判をうける権利が平等に認められることになり結局はこの適正手続の問題は平等保護の問題と分離することはできないのである。ただ適正手続はハーラン論理の中で出てきているようにそこで問題となる権利とか特権の重要性についての判断が伴うので、この点からして裁判所が例の一九三〇年代に経済問題領域の自由に関して示した恣意的判断がここでも出てくる可能性があるという批判はさげられない。

平等条項を使う場合に裁判所が問題とする点は裁判をうける権利に経済的制約を課している立法の目的と、その立法目的を

達成するために経済的制約という手段を使っていることとの関連性である。目的と手段に関連性がなければ経済的制約を課することは平等条項違反となるのである。たとえば手数料を課していることがつまらない訴訟提起を防止する目的に対するものであるとしても、その結果起こることは富者によるつまらない提訴を防止できないということであり、目的は正当であったとしても手段が不相当であり平等の理念を阻害するものとなる。このような平等条項にもとづく解決策は裁判をうける権利のみにとどまらず広く他の領域へも適用される可能性をもつのである。

適正手続に力点を置いたハーラン自身も、訴訟当事者の経済能力と訴訟提起に際しての動機の深刻性については必然的関連性がないと述べているように、その実体においては平等条項論者と同じ思考方法を示していたのである。ハーランがこのように同じような思考をしながら適正手続にもとづく問題の解決に固執する態度を示したのには、平等保護条項のもつ他の領域への拡大傾向を前にして法のみによる問題解決の可能性に対する危惧の念があったのではないかと思える。すなわち、ここに実質的平等性の実現はひとり法のみによって達成できないというその限界の一端がうかがえるのである。

ここに示した *Boddie* 判決は、判決としては前述の一九七三年の最高裁判決によって限定解釈されたがゆえに現実にはその

効力は狭いものとなっているが、そこで提起された問題と論理は未解決のものとして時代をこえて常に問いつづけられるものであろう。

(1) 次のような論文を参照。

- Note, *Discrimination Against the Poor and the Fourteenth Amendment*, 81 *Harvard Law Review* 435 (1967); Michelman, *The Supreme Court, 1968 Term-foreword: On Protecting the Poor Through the Fourteenth Amendment*, 83 *Harv. L. Rev.* 7 (1969);
- (2) *Griffin v. Illinois*, 351 US 12, 100 L. ed 891 (1956)
- (3) *Willcox & Bloustein, The Griffin Case—Poverty and the Fourteenth Amendment*, 43 *Cornell L. Q.* 1 (1957); Note, 81 *Harv. L. Rev.* 436 (1967).
- (4) 360 US 252 (1959).
- (5) 365 US 708 (1961).
- (6) 372 US 353 (1963).
- (7) 383 US 663 (1966).
- (8) 372 US 335 (1963). この事件については山中俊夫「ギデオ対ウェイトライント事件」(アメリカ刑事法判例訳選四)同志社法学一一七号四一頁ならびにアンソニー・ルイス(山本浩三・山中俊夫訳)「アメリカ司法の英知」を参照。
- (9) 326 US 258 (1967).
- (10) 同(9)の Note, op. cit. 446-450.
- (11) 401 US 371 (1971).
- (12) 民事裁判と弁護士への援助問題についてはたとえば Notes, *The*

Indigent Right to Counsel in Civil Cases, 76 Yale L. J. 545 (1967) を参照。

(13) 409 US 437 (1973).

(14) 410 US 656 (1973).

(15) 裁判を受ける権利をいれら最高裁判決との関係で論じたものとして、Notes, *Indigent Access to Civil Courts: The*

Tiger is at the Gate, 26 Vanderbilt Law Review 25 (1973);
Comments, *The Heirs of Boddie: Court Access for Indigents after Kras and Ortwein*, 8 Harv. Civil Rights—Civil Liberties Law Review 571 (1973). がある。

前者の論文中には民事裁判過程で必要な経費を ① Fees
② Costs ③ Security Bonds ④ Expenses の四つに分けておの
おのへの Boddie 判決の適用の可否につき考察を試みている。

〔資料〕 ボディ対コネティカット

Boddie v. Connecticut, 401 US 371 (1971)

ハーラン判事 (Justice HARLAN) が法廷意見を述べた。

上告人はコネティカット州住民で社会福祉年金を受けている者であるが、自分達と同じような状況にある他の人々を代表して、コネティカット地区連邦地方裁判所に次のような訴訟を提起した。その主張は訴訟開始のために必要なコネティカット州の手続（それは裁判所の手数料並びに訴状（被告召喚状）送達
の費用を含むものである）が自分達に適用されるかぎりにおいて

て無効であるというものであった。すなわちその手続は彼らの離婚訴訟に対する裁判をうける権利を制限しているというものであった。

離婚訴訟を提起するために訴訟当事者に課せられる平均費用は六十ドルであるということが訴訟準備書面並びに口頭弁論より明らかである。Connecticut General Statutes の五二条二五九節は「民事裁判を提起するためには一件につき最高裁判所または上級裁判所の事務局に四五ドルを支払わなければならない」と規定している。これに加うるに通常十五ドルが裁判所の執行官による令状の送達費として請求される（もっとも公示送達の場合は四十〜五十ドル必要となる）。

本件の代表上告人が法定されている裁判所の手数料と被告召喚状送達についてかかる費用のどちらも支払う能力がないということに関しては争いが無い。記録中にある宣誓供述書によると上告人達が受けている福祉年金額はどの人の場合にもかろうじて日常の生活必需品にかかる費用を満たすという程度で、離婚をするために裁判所に訴訟を提起する費用を支払うことができるような特別な手当というようなものを何ら含んでいないことが明らかになる。同時に原告達が善意に基づいて離婚を求めているということについても争いはない。

上告人によってなされている争いのない事実を真実であると

仮定すると（裁判所は原告の主張を却下する申し立があることからしてこう考えるべきであるが）上告人は単に彼らが貧困であるという理由でコネティカットの州裁判所に離婚訴訟を提起できなかったということになるのである。州最高裁判所の書記官は「申請料が支払われないかぎり上告人の訴訟申請書を受理することができないという理由により」上告人の訴訟申請書を返却したのであった（App 8-9）。その後法定手数料を支払わずに裁判所に令状を送達してもらおうとしたが認められなかった（ibid., 9）。

したがって上告人は以下のような内容の判決を求める訴訟を連邦地方裁判所に提起したのである。原告が求めている判決は、裁判所による救済をうける前提条件として、手数料と費用とを裁判所に支払うことを求めているコネティカット州法並びに令状送達規則はこれらの貧困者、すなわち上告人並びに当上告人が代理している他の利害関係人に適用されるかぎりにおいて憲法違反であるということを確認することであった。さらに今一つの救済として原告は「手数料並びに費用を支払わずに離婚訴訟を開始すること」を上告人に許可すると担当官に命令する差止命令を出すことを要求した。合衆国法典二八巻の二二八一条に基づき三名の判事の合議による裁判が開始された。そして一九六八年七月一六日、同裁判所は「州は申請料とか他の費用

貧困と裁判を受ける権利

（それは救済を求めている人が訴訟を提起できない程の額）を請求することによって、民事裁判所並びに特に本件においては離婚裁判所で裁判をうけることを制約してよいのである」と判決を下した（286 F. Supp 968, 972）。

当法廷はこの事件に関し管轄権ありと判断した（395 US 974 (1969)）。本件は一九六九年度開廷期に審理されその後当開廷期において再び審理された（399 US 922 (1970)）。当法廷はここに原判決を破棄するものである。当法廷の判決は以下のようなものである。それはこの社会の価値体系における婚姻関係というものの占めている基本的な位置と、これに付随するこの関係の法的な解消手段を州が独占しているということとを考へるなら憲法の適正手続条項は州政府が結婚を裁判で解消しようとする者に、費用を支払う能力がないという理由だけで彼らに裁判を受けることを拒絶することを禁止しているのである、ということである。

I

適正手続を受ける権利はその核心においてわれわれのアメリカ憲法体系中における基本的な価値を反映しているのである。この価値についてのわれわれの理解というものがわれわれが本件を解決した基礎に横たわっている。

社会の構成員の種々の権利義務について規定している規則体系を作りそれを執行し、もって社会の構成員が自らの関係事項を治め、そして構成員間の相違点を秩序立った予測可能な方法で明確に解決することができるようしておくということこそ、いわゆる組織化された結合社会の基本的特徴といふべきであろう。このような法制度なしには社会的組織ならびに結合といふものは実質的に不可能であろう。また、紛争を規則にもとづいて解決しようとするにより個人は混乱した社会において彼らを悩ますようなわずらわしきを受けることなしに偉業をなすための相互依存行動をとることができるのである。簡潔に述べるならば、政治学の理論家が自然状態とよんでいるものに陥らないという恩恵を社会が享受できるのはこの法の支配を導入したことによるのである。

アメリカの社会はもちろん紛争解決のための機構並びに個人の権利義務についての体系立った規則というものを、慣習とか争いの渦中にある個人の意志にはなくコモン・ローを模範としたものの上に基づかせているのである。われわれが最終的に規則に添った秩序ある手続により紛争解決の達成を求めるのは裁判所とかその他の裁判所類似の公的機関に対してである。このような枠組みにおいて、憲法特に修正五条を起草した人々と後に修正十四条を起草した人々は適正手続の概念を、この

制度を運用する上での要と認識していたのである。

法の適正な手続によらなければ何人もその権利、または自由財産を奪われることはないというこの保障なしには、拘束力のある紛争解決の手段を国家が独占するということはわれわれのものと考え方のもとではほとんど受け入れられないことである。社会の法執行機構はこのような制限内で厳格に機能すべきであるということを決めておくことよってのみ、われわれは秩序だとしてしかも正しい社会の維持を望むことができるのである。当裁判所が何十年にもわたる裁判を通してこの適正手続の原則に肉づけをしてきたのは以上のような大前提に立った上でのことであった。

しかしながらこの種の訴訟は典型的に被告の（本件におけるように第一審裁判を受けようとしている原告ではなく）権利が関係してきたのである。これはわれわれの社会が非常に組織化されてきたために裁判所に訴えるということが必ずしも私的な紛争を解決する上での唯一の利用できる正当手段とは限らないからである。実際個人の関係並びにその関係が破れた場合のその回復を取り扱う私的な機構の設置はアメリカ人の生活においては大いに重きを置かれているのである。ただし公式の司法手続に訴えればそれが最終決定権をもつのだということを経験として知っているのである。したがって当裁判所は裁判を受けるとい

うことを適正手続の一要素と考えるように求められたことはめったになかったのである。最終的に紛争を解決する手段を国家が独占しているということの正当性は、たとえ誰かが裁判を受けることを拒否された場合であってもそういう紛争を解決するために広く認められている有効な他の手段というものが存在している場合にはその正当性は少しも損われぬのである。しかし原告がこの政府のもっている権限の発動を認められた場合にはしばしば被告の権利についての重大な問題をひき起こして来たのである。というのはこの瞬間において司法手続というものが今問題になって争いを解決する唯一の有効な手段となるのであり、この司法手続を被告が完全に受けられない場合にはこの手続の正当性についての重大な問題が持ち上ってくるからである。

このような理論的枠組を理解すれば本件において提出されている争点が明快になってくるのである。当法廷が一度ならず確認してきたように、結婚というものはわが社会における基本的重要性をもった利益を含んでいるのである。(参照 Lovings v. Virginia, 388 US 1 (1967); Skinner v. Oklahoma, 316 US 535 (1942); Mayer v. Nebraska, 262 US 390 (1923))。ゆえに国家が結婚制度の多くの面を監督するに適していると考えられてきたことは驚くに値しないのである。前もって裁判所

貧困と裁判を受ける権利

の許可を受けなくても国民はたとえば商業上の契約を自由に締結したり解消したりすることができ、国民が州の承認を受けずに結婚をしたりまたは解消したりできるという裁判例についてわれわれは知らない。たとえ重要な要件というものが明らかに満たされている場合であっても国家の裁判機構に訴えることなしに二人の成人が同意に基づいて離婚をしたり、相互に結婚継続という枷やもっと基本的には再婚禁止という枷から自由にしたたりできるという例をわれわれは知らない。

かくして上告人はここでは原告側からの適正手続に対する権利を主張しているけれども、われわれは州の裁判所に訴えるということが上告人が結婚を解消するための唯一の方法なのであるから、上告人の置かれている立場は紛争を解決する上での有効な権限を与えられている唯一の場所から排除されるという事態に面している被告人の立場と類似していると考え。この原告が裁判所へ訴えるということは裁判所で自分の利益を弁護するように召喚される被告の場合と同様に現実的な意味において任意性というものが無いのである。この両者にとってはこの手続は最終的な紛争解決手段であるのみならず實際上、唯一の利便可能なものである。このような状況においてはわれわれはこの上告は裁判所で争いを裁判してもらおうよう強制されている被告の権利の範囲を定めている適正手続関係の判決の中で当

法廷が明らかにしてきた原理に照らしてこそ適切に解決されうると考える。

II

これらの適正手続に関する判決は百年間に渡ってこの概念に具体的な内容を与えようとしてきた当裁判所の努力を示しているものであるが、それは上告人の主張の正しいことを完全に立証していると思う。特に先例はわれわれの適正手続に関する判決の中で二つの重要な原則をはっきりと盛り込んできた。われわれはこの原則を適用して当法廷に持ち込まれたこの事件に対する判決を行うものである。

A

先例はまず第一に適正手続は少くともそれを無効にするだけの意義をもった対抗する州の利益というものが存在しないかぎり、裁判を通じて権利義務についての請求を解決することを強制されている者は意味のある聴聞の機会を与えられなければならないということを立てている。初期の判決において当法廷は「何人もその身体または財産を侵害される場合にはいつでも自らを弁護できる」(Windsor v. McVeigh 93 US 274, 277 (1876))とこう原則を宣告した。(参照 Baldwin v. Hale 1 Wall, 223 (1863); Hovey v. Elliott

167 US 409 (1897))。「法の適正手続は自らを弁護するために聴聞される権利を意味する」(Hovey v. Elliott, supra at 417)という考え方は Baldwin, Winsor, Hovey 判決以来何年も継続してくり返されて来たのである。一九五〇年の Mullane v. Central Honover Tr. Co. 事件においてジャクソン判事が当法廷で述べたように「適正手続条項の謎のような抽象的文言については多くの論争がもち上ってきたけれども」「少くともその条項は裁判によって人の生命、自由、財産を剝奪するにはその事件の性格に適した告知と聴聞の機会が前もって与えられるということを求めているのである」ということに関しては疑問の余地はありえない」(ibid, at 313)のである。

もちろん適正手続はすべての民事々件における被告が、実際に、事件の本案に関して聴聞の機会を与えられるということをも求めてはいない。たとえばある州は適切な告知を与えた後に時間内に出頭することを怠った被告に対し懈怠の判決を出すことができるのである(Windsor Case, p.278 参照)。または規則にかなった裁判を行う上で必要な証拠の提出を求めている手続規則を正当な弁明をせずに破った者に対し懈怠の判決を出すことができる(Hammond Packing Co. v. Arkansas, 212 US 322, 351 (1909))。憲法が求めていることは「合理的な時間と、合理的な方法で与えられる機会」(Armstrong v. Manzo, 380

US 545, 552 (1965)) 「その事件の性格に適した聴聞の機会」 (Mullane 事件 p.313)である。聴聞に対する形式とその手続上の諸要件はそこに含まれている利害の重要性と後に続く訴訟の性格によって変わりうるものである。適正手続によって求められている聴聞は放棄されることもあるとか、形式が定まっていないうことを理由に重要な財産上の利益を剝奪されるに先立って聴聞の機会を与えられるという基本的な要件に影響を与えるものではない。ただし例外として非常に異常な事態においては、すなわちある種の正当な政府の利益が危機に瀕しているような場合においてはその事態の後まで聴聞の機会を延期することが認められる場合がある。簡単にいえば州政府は適正手続条項の約束を実行すべきだとすれば「実行可能という制限の範囲内で」 (Mullane 事件 p.318) すべての国民に意味のある聴聞の機会を提供しなければならないのである。

B

われわれの先例はさらに、制定法、規則が州権の正当な行使過程で定立されたものであるという一般的な有効性が問題にならない場合であっても、その法規を執行した場合にある者から保護されているある権利を奪う結果となる場合には、そのような法規は適用される段階で憲法的に無効であると考えてよいということを確立してきている。かくして信仰の自由とか表現の自

由とか集会の自由の問題を含んでいる事件において、当法廷は法律は有効であったが本件状況に照らすとその適用に違憲性がある、なぜならその制定法は個人の持っている上記のような権利の行使に干渉したからであるというふうにしぼしば判決してきた。

これらの権利と同様に実行可能という制限内においてはあるが意味のある聴聞をうける機会を与えられる権利というものもまた、特定の個人に対しその権利をおびやかすようにある法律が効力を発揮する場合には、そのような法律による権利の侵害から保護されなければならないのである (参照、Mullane Case (1950), Covey Case (1956))。

Mullane 事件において当裁判所は、地方新聞に印刷して告知すべきことを規定している法律の条文は受託者に利害関係または住所が知られていないような信託の受益者に関して十分であるけれども、そのようなことが知られている信託受益者にとっては適正手続条項の下では十分な告知ではないと判決したのであった。同様に Covey 事件においては抵当権実行訴訟において印刷により告知するということは普通の人々に聴聞の機会を与えるには十分であるとしても被告が無能力者であるということが知られている場合には十分でないとして判決したのであった。当裁判所は「修正十四条は通常の納税者の場合に十分と考

えられる処置以上の手続を無能力者に対し告知する際にとるべきことを州に要請していない」という主張を明らかに退ぞけたのであった。

一般的に有効な告知手続が被告の置かれている状況を理由として適正手続を満足させない場合があるように、裁判費用を支払うという要請もその文面上は有効であるが、それが執行された結果、ある特定の当事者から聴聞の機会を奪う結果になる場合があるがゆえに適正手続を侵害することがあるのである。修正第十四条の下で州が負っている義務はただ単に一般化された義務ではないのである。むしろ州は各人に対し、この自由社会の価値体系に照らして適正であるとされる手続を保証する義務があるのである。

III

今、概観した諸先例によって確立されてきた原則に拠り、当法廷は州がコネティカットにおいて離婚する場合の唯一の方法である州裁判所でこれらの上告人が裁判を受けることを拒絶することは、彼らが主張している婚姻の解消に対する権利に關し聴聞される機会を彼らに拒絶しているのと同じことであり、かつこの州の行為に対して十分対応できる正当化が存在しないかぎり適正手続の拒絶とみなすべきであるという結論に達した。

この種の手数料とか費用を請求することに賛成するものは、ささいな訴訟を防止するという州の利益は重大であるとのべ、また州が少ない資源を配分するために裁判所の手数料とか訴訟費用を使用することは理にかなっており、また被告のもっている告知を受ける権利と原告のもっている訴えを起す権利との間に州が均衡を保つことは合理的であると主張する。

われわれは以上のような考察はいずれをとってみても原告がもはや継続しえないといっている婚姻関係を解消するために開かれていた唯一の方法を享受するという原告の利益を無視するほど十分なものではないと考える。訴訟当事者の資産と訴えを提起する動機の深刻性との間に必然的な関係が存在しないのみならず、本件においては原告がこれらの訴訟を善意で起こしているというは何ら争われていないのである。さらに裁判所の時間を無駄に使わないようにしたり、ささいな訴訟から当事者を保護する手段としては手数料とか費用を要求するということに代わる他の方法が存在している。二、三の例をあげるだけでも虚偽の訴訟とか虚偽の宣誓供述書に対し罰金を支払わせたり、悪意の告訴とか訴訟の濫用に対する裁判とかいうものがある。同じようにわれわれはもし州が訴状送達の費用を負担するのをいやがる場合には州政府の役人である執行官による令状の送達に代わるに足るものがあると考える。このことは訴訟係属

に被告になりそのような人物の注意をひくように少くとも企画されている告知方法である公示送達についても必然的に言えることである（参照 Mullane Case (1952)）。われわれは本件においては被告の最後に知られている住所宛に郵便投函方法告知で送達するということが新聞紙上に印刷するのと同様に有効であると考ええる。

そこでわれわれは次に残されている問題として州が手数料とか費用を請求することには、資源配分もしくは費用報償の機構としての州の利益というものがあるのだという主張を評価しなければならぬ。このような正当化は一九五六年の *Griffin v. Illinois*, 351 US 12 において主張されそして退けられた意見である。*Griffin* 事件においては貧困者の資力をもってしてはできない謄本の提出を要求したのであった。そしてそれが裁判をうける権利というものを阻害していたのであった。*Griffin* 事件においては謄本は裁判を受けるにはあった方がよいが必ずしも必要なものではないとして無視することができたのであるが、本件においては州は一定不変的に州の司法制度に要する費用を配分する手段として費用を課しているのである。したがって当然 *Griffin* 事件の判決理由は本件にも及ぶのである。

IV

貧困と裁判を受ける権利

修正十四条の適正手続条項はこれらの原告が離婚するために裁判をうける機会を与えられるということを要請していると判決を下すに際して、当法廷はここに提起されている事件（すなわち上告人が貧困であるということ並びに離婚をしたいという気持の両方が真実であるということについては争われていない事件）を解決する上で必要であること以上には立ち入るものではないということを再度強調しておきたい。当法廷はすべての市民がすべての状況において裁判所で裁判をうけるということ修正十四条の適正手続条項により保証されている権利とどのような判決を下しているのではない。したがってこの権利の行使はその個人の範囲を逸脱してなされてはならないのである。なぜなら当法廷がすでに指摘したごとく本件においてはこの権利は基本的な人間関係を調整する上での絶対的な先行条件となっているからである。これらの上告人に裁判に訴えるように命じているのは、完全に州政府が創設した事項なのである。したがって当法廷は州政府は修正十四条の適正手続条項により自らに課せられている義務を守るなら、自らがそうするように規定した手段の享受をすべての市民に保証することなしに、この法律上の関係を解消する権利を先取りしてはいけぬと考える。原判決を破棄する。

〔ダグラス判事の同意意見〕

私は本件は *Griffin v. Illinois* 事件に代表される一連の事件において展開されている原理にもとづいて判決されるべきであると考える。*Griffin* 事件において当法廷は有罪判決を下された人物が一審裁判の謄本を入手するに際してその費用を支払うことができない場合にその者に上級裁判所による審査を完全に拒絶している州法について審理したのであった。そして多数意見を代表してブラック判事は次のように述べたのであった。

「このような拒絶は、刑法の執行に際してはすべての人に平等な正義を与え何人に対しても特権を与えないということをもたえまとしてゐる国とは相入れないものである。国民が享受する裁判の種類というものが、持っている金銭の額に依存する場合には平等なる正義が存在しているとはいえないのである。貧困な被告人は謄本を買うだけの十分な金銭を持っている被告人と同じように適切な上級審による審査の機会を与えられなければならないのである。」

Griffin 事件の論理はその後発展し、強固なものとなってきた。「十年以上に渡る当法廷の判決から、法的な権利を主張するために必要な機関を利用する際における相違というものが被

告人の経済的な状態に基づいている時には、それは憲法に違反しているのであるということが明らかにする」(*Roberts v. LaVallee*, 389 US 40, 42) (参照 *Williams v. Oklahoma City*, 395 US 458; *Long v. District Court of Iowa*, 385 US 192; *Draper v. Washington*, 372 US 487) (しか) *Griffin* 事件は第一審における自分の有罪を上訴している貧困者のために訴訟記録を入手することにのみ限定されはしなかった。もしより裕福な者が上訴する際に弁護士を依頼するとすれば、その時は刑事裁判における有罪の上訴に際して貧困者にも弁護士が与えられなければならないことになるのである。(Douglas v. California, 372 US 353)。この事件が *Griffin* 事件につながるべくくるということは明白であった。「*Griffin* または *Douglas* のいずれの事件においても悪の根源は同じである。すなわち貧困者に対する差別ということである。」(Id., at 355)

Burns v. Ohio, 360 US 252 事件において当法廷は、もしある人が訴状提出に要する費用を支払うことができない場合には、州最高裁の管轄権内の事件であっても審理されないという手続法を無効としたのである。*Smith v. Bennett*, 365 US 708 事件においては当法廷は州裁判所において人身保護令状の問題が審理されるに先立って訴状提出の手数料を支払うことを貧困者に要求することは、法の下での平等な保護条項の下では無効

であると判決したのであった。本件においてはコネティカット州は離婚しようとしている夫婦に一定の要件を課した。そしてその要件の一つは訴状提出の手数料と訴状送達の費用支払となっているがゆえに、これは絶対に必要な金銭という性格を帯びているのである。したがって裕福な者は離婚をすることが可能になり、貧困なものは離婚できなくなるのである。このような状況はまさに *Burns v. Ohio* 事件と *Smith v. Bennett* 事件に匹敵しうるものである。

多数意見が依拠している適正手続の条項は判事の手にかかる非常に伸縮自在のものになるということが証明されてきているのである。⁹ *Lochner v. New York*, 198 US 45; *Coppage v. Kansas*, 236 US 1; *Adkins v. Children's Hospital*, 261 US 525; *Burns Baking Co. v. Bryan*, 264 US 504 等の事件並びにこれらと類似した事件において展開された原理は、すなわちそれは適正手続の条項は裁判所が議會は賢明な行動をしなかったと考える時には法律を憲法違反と判定する権限を裁判所に与えているという考え方であるが、これらの諸事件以降は長い間省みられなかった (*Ferguson v. Skrupa*, 372 US 726, 730)。私はこの考え方がよみがえる事を好ましく思わない。

適正手続条項が依然として持っている (*Thompson v. Loui*

貧困と裁判を受ける権利

sville, 362 US 199) 実体法の要素のうち残っているものがどんなものであれ適正手続条項は本質的には手続を規制するのである (*Snidach v. Family Finance Corp.*, 395 US 337; *Wisconsin v. Constantineau*, 400 US 433)。当法廷は本日結婚とそれの解消は非常に重要であるから貧乏であって破局を招いている夫婦は手数料を払わなくても裁判所で離婚裁判を受ける権利を与えられるべきであると判決することによって、適正手続条項に新しい内容を盛りこもうとしている。漁業もある共同体にとっては同じように重要であろう。そうすれば貧困な人間はもしも自分が持っていないほどの金銭を支払うことを要する免許を得られないとすれば、彼はそれを免除されるべきであろうか。また賃貸している家から簡単に立ち退かないようにするために有償の金銭債務証書 (*Onerous Bond*) を求めることについてはどうであろうか。裕福な者はその証書を提出することができても貧困者はそうすることができないであろう (参照 *Williams v. Shaffer*, 385 US 1037)。住宅は社会の結合にとって離婚よりも重要でないであろうか。こういうような例はまだいくらかでもあげることができる。私はもしわが同僚のハーラン判事の意見をわれわれが受け入れるとすれば、われわれのたどらねばならない道程がどれ位長いか見当がつかない。この問題は歴史的にみて主張されている権利が「秩序ある自由

社会のために必要不可欠のものである」かどうかということであった (Palko v. Connecticut, 302 US 319, 325)。こういう問はその判断基準を高度に主観的なものとし、Lochner とか Coppel とか Adkins 事件が例証しているごとく個々の判事の個人的な好みによって依拠させることになるのである。

法の下での平等保護条項の範囲は数学的な正確さでもって定めることはできないが、いくらかの疑問点が投げかけられているにもかかわらず、この条項が解釈されるにつれ幾分明確な指標が引き出されてきている。人種というものがその一つであり、(Strauder v. West Virginia, 100 US 303; McLaughlin v. Florida, 379 US 184)。また外国人がその一つであり (Takahashi v. Fish Game Commission, 334 US 410)、宗教がその一つであり (Sherbert v. Verner, 374 US 398)、貧困もまたその一つであり (Griffin v. Illinois) 階級も依然としてその一つに数えられる (Skinner v. Oklahoma, 316 US 535)。もちろん結婚と離婚に対する州の権限は、憲法条文によって特に規制されている以外は完全なものである。しかし州は一体黒人の家系の者に離婚を拒絶して白人に離婚を認めるというようなことができるであろうか。また外国人の身分をもって住民には拒否し国籍をもって住民には認めるということができるであろうか。またカソリックの信者には認めずプロテス

タントの信者には認めるといふようなことができるであろうか。窃盗罪を犯した者には認めずに横領罪を犯した者には認めるといふようなことができるであろうか。

本件ではこれらのうちの一つである貧困というものに依拠した実に許されない差別が存在しているのである。

本件は貧困に依拠した許されない差別に該当すると思う。コネティカット州は婚姻の絆を断ち切る手続を定めながらも、裁判所の手数料とか訴状送達の費用を除くすべての要件を満たしている者の離婚を拒否しているのである。コネティカット州側はその訴訟準備書面の中でこのことは以下の理由で正当化されると述べている。すなわち「州は離婚というものを好まない。したがってその当事者のどちらかの側に次に述べるような条件が存在すると証明された時だけ離婚を与える事を認めているのである。その条件とは婚姻生活を継続するように強制されるよりも別れた方がもっと社会の利益が達成されそしてもっとこの両当事者が幸福になり、したがってもっとよい市民になるだろうということに蓋然性があると議会が思うようなものである。」と。かくしてコネティカット州法の下では離婚はおそらくは富の基盤に立ってのみ拒否されたり与えられたりすることになるのである。Burns 事件と Smith 事件において上級審による司法審査を拒絶し、Douglas 事件において上告人に弁護士を拒

絶し Griffin 事件において贍本を与えることを拒絶したのが富に基づく許されない差別を作り出したのとまさに同じように、離婚を許したり許さなかったりすることもまた当事者の富次第で決まるとしていることもまた許されない差別を作り出しているのである。誰が結婚を継続しなければならぬかまた誰が離婚を許されるべきかを決定する基準としては、富というものは平等保護条項の下では認められないのである。

〔ブレナン判事の同意意見〕

私は多数意見がコネティカット州は貧困なる上告人が法定されている手数料を支払うことができないという理由だけで裁判を受けることを拒否することは、手続上の適正を拒絶していると考えている範囲内において、多数意見に賛成するものである。「一定の状況の下において適正手続はいかなる手続を要請するかについて考察するに際しては、政府の行動によって影響される個人の利益の性格と同様に当該政府の機能の性格について正しく決定することから始めなければならない」(Cafeteria & Restrant Workers Union v. McElroy, 367 US 886, 895 (1961), Goldberg v. Kelly, 397 US 254, 263 (1970))。貧困者に手数料の支払いを課すに際して州が持っている利益と貧困

貧困と裁判を受ける権利

者もっている聴聞される利益とを比べてみると後者の方がより重要であることは明白である。手数料が支払えないという理由で貧困者に裁判所への道を閉じることは正当化することのできない聴聞の機会の拒否でありしたがって適正手続の否定となるのである。

しかし私は本日の判決が、州だけが離婚を許可することができそして貧困者は離婚をするために必要とされている手数料を支払うことができない場合には結婚というものに縛られることになるであろうという要素に基づいて下されるかぎりにおいては多数意見に賛成することはできない。州はすべての司法過程並びにそれに付随する執行機関を究極的に独占しているのである。實際上、もしある争いが当事者間で円満に解決できない場合には通常、裁判制度というものが「これらの争いを解決する権限を有効に付与されている唯一の場所なのである。これらの原告によって裁判に訴えるということは現実的な意味において法廷で自己の利益を弁護するように召喚される被告の場合と同様に任意性をもったものではないのである。」(Ante, at 376-377)。本件において多数意見はコネティカット州が確固として手数料を要求している行為は充分対抗するだけの正当性がなく、「上告人が申し立てている自らの婚姻関係を解消する権利に関し聴聞される機会」を上告人に否定している結果、適正手続

条項を侵害していると考えている (Ante, at 380)。私は上告人が州法上のこの権利を履行しようとしている場合と、連邦法とか州法の下で持ち上ってくる他の権利を主張しようとする場合との間に憲法的な区別をするということが理解できない。もし手数料支払いという事柄が貧困者に対して裁判所の門戸を閉じることになるのであれば、貧困者は結婚に伴う法的な権利義務をのがれる場合と同様に他の形式の救済のためにも裁判所の援助にたよることはできないであろう。いつかある方法で聴聞されるといふ権利は裁判所によって行われていくすべての審理に及ぶのである。今日、多数意見によって暗示されている区別可能論はこのような分析に耐えられないと考える。

加うるに本件は法の下での平等な保護についての古典的な問題を提示している。多数意見が適正手続の問題としてもっぱら取り扱っているこの問題は、必然的に適正手続と平等保護との両方の事柄について考察しなければならぬことを含んでいるのである。たしかに聴聞に対する機会の否定ということが争点となっている。そしてこれは適正手続条項の下で分析するに適切な事項である。しかしコネティカット州はこのような状況にあるすべてのものに聴聞の機会を否定しているわけではない。同州は一定の手数料を支払うことを怠る者にのみそれを否定しているのである。このような部分的な否定、もしくは取り扱いに

おける差別の効力は平等保護条項の下においても十分吟味されるのである。

Griffin v. Illinois, 351 US 12 (1956) 事件においては当法廷は、州は貧困者が自己の有罪判決について上訴する際に一審判決の謄本が必要である場合に貧困者に謄本を無料で渡すことを拒否してはいけないということを適正手続条項と同様に平等保護条項の下で判決したのであった。その後当法廷はこの原則を数多くの刑事事件に適用し広げて来た。(参照 Esbridge v. Washington State Board of Prison Terms & Paroles, 357 US 214 (1958); Burns v. Ohio, 360 US 252 (1959); Smith v. Bennett, 365 US 708 (1961); Coppedge v. United States, 369 US 438 (1962); Lane v. Brown, 372 US 477 (1963); Draper v. Washington, 372 US 487 (1963); Rinaldi v. Yeager, 384 US 305 (1966); Long v. District Court, 385 US 192 (1966); Roberts v. La Vallee, 389 US 40 (1967); Gardner v. California, 393 US 367 (1969))。Griffin 事件における理由づけは本件にも及ぶ。裁判所はわが社会における中心的な紛争解決の機関である。裁判所は富者に対しても貧者に対しても同様に法の下における平等なる正義を執行する義務があるのである。裁判所がもし貧困なる原告にまったくその門戸を閉じるとすれば平等保護条項にもとづく自らの任務の遂行を

怠っていることになるのである。金銭というものが「国民が享受する裁判の種類」(Griffin, *Supra*, at 19)のみならず国民が裁判を受けられるのかどうかということをも決定するとすれば平等な保護という大原則はまがい物になってしまおうであろう。州はある者に対しては裁判を受ける権利を認め他のものに対しては彼らが手数料を払えないという理由だけでその権利を否定してはならないのである。(比較参照 Harper v. Virginia Board of Elections, 383 US 663 (1966))。私はコネティカット州が行っている手数料支払いの義務づけは貧困者に適用されるかぎり平等保護条項の否定になると考える。

(この後に Black 判事の反対意見があるがそれについては略す。)